

平成29年度 第7回 北見市上下水道審議会 概要録

日 時	平成30年3月13日(火) 午後2時00分～2時45分	
場 所	北見市役所桜町仮庁舎 会議室	
出席者	委 員	渡邊会長、尾崎委員、水田委員、山田委員、林委員、市川委員、高橋委員 (欠席：山本委員、森谷委員、吉田委員、大前委員、小室委員、舛川委員、山下副会長)
	事務局	小林公営企業管理者、松本上下水道局長、駒井上下水道局次長、田中上下水道局次長、磯部経営企画課長、山内総務課長、笠原水道課長、高木下水道課長、下出給排水課長、荒木浄水場長、横尾浄化センター所長、福島端野上下水道課長、吉川常呂上下水道課長、細川留辺蘂上下水道課長、永山経営企画課財務係長、唐経営企画課経理係長、星総務課料金係長、村井水道課計画係長、寒河江下水道課計画係長、阿部下水道課工事係長、泉谷総務課総務係長、森谷、井上
議事等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 答申後の結果について(報告完了)</li> </ol> </li> <li>2. 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度予算の概要について</li> <li>(2) 下水道計画区域の縮小について</li> </ol> </li> </ol>	
主な議事内容		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 答申後の結果について(報告完了)</li> </ol> </li> </ol>		
<p>水道料金と下水道使用料については、昨年10月25日の答申後、答申の趣旨を踏まえ、市としての対応を慎重に検討した結果、水道料金の引き上げ改定を実施することが適当と判断した。</p> <p>次に本日配布した資料を参照。</p> <p>初めに、(1)市議会での審議経過について、平成29年11月30日に行われた平成29年第4回定例北見市議会にて関係条例の改正を提案し、その後、12月14日の建設上下水道常任委員会にて審査が付託され、市議会の閉会中に審査が行われることとなった。</p>		

	<p>この審査は平成 30 年 1 月 19 日及び 1 月 25 日の 2 回にわたり行われ、条例改正案を原案のとおり可決すべきものと決定。その後、平成 30 年 2 月 26 日に行われた平成 30 年第 1 回定例北見市議会における採決の結果、可決となった。</p> <p>次に、(2)今後について、改定内容や改定に至った経過などについて、広報、ホームページ、検針時のチラシ配布などにより、利用者への周知を予定している。</p> <p>資料 2 ページ。</p> <p>水道料金改定の概要については、昨年 11 月に送付した文書で周知したとおり、①の改定率は全体で 19.59%とするが、②の用途別料金体系の見直しにより用途ごとに改定率を設定し、住宅用の改定率を平均 16.81%、住宅用以外の改定率を平均 25.51%とした。また、③の経過措置として、利用者負担の激変緩和に配慮し、平成 30 年 10 月で改定率の 2 分の 1 を反映し、平成 32 年 10 月から本来の改定料金を適用することとしている。</p>
<p>2. 議題</p> <p>(1) 平成 30 年度予算の概要について</p>	
	<p>資料 1 ページ。</p> <p>企業会計で行う水道事業・下水道事業の予算は、施設の維持管理など日常の営業活動に要する収入と支出を示す『収益的収支』と、施設の建設や改良などに要する収入と支出を示す『資本的収支』に分かれている。また、各事業にかかわる施設の整備や維持管理などの費用は、料金・使用料が主な財源である。</p> <p>(1)水道事業の①有収水量、いわゆる料金徴収の対象となった水量と料金収入の見込みでは、資料の中段に、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の決算値と平成 29 年度及び平成 30 年度予算の有収水量を棒グラフに、料金収入を折れ線グラフに示す。人口減少や節水型機器の普及などにより水需要は減少傾向にあり、平成 29 年度の有収水量は 1 月末現在で前年度に対し 1.04% 減となっている。</p> <p>平成 30 年度予算の有収水量は平成 29 年度予算を下回る見込みで、料金収入は平成 30 年 10 月からの料金改定により増加を見込んでいる。また、表の中で平成 26 年度の有収水量と平成 30 年度予算を比較すると 3.3%減の 1,127 万 4 千立方メートルを見込んでいる。</p>

続いて、②主な建設改良事業について説明。

管渠の整備として、配水管布設替工事、配水管布設工事、温根湯温泉地区統合簡易水道事業では、大和地区への区域拡張と滝の湯地区との統合のため配水管布設工事を、庁舎建設事業として、平成 30 年度から平成 32 年度までを事業期間として、上下水道局庁舎の建設を進めるべく、本年度から二か年の継続事業として庁舎基本実施設計委託費など、庁舎建設費のうち水道事業会計の負担分を計上した。

資料 2 ページ。

初めに資料の構成について説明。上段の図、収益的収支の円グラフでは、日常の営業活動にかかわる収支を表し、下段の図、資本的収支の円グラフでは施設の建設費やその財源となる収支を表す。いずれも円の右側が収入で、左側が支出である。

上段の図、収益的収支について説明。円グラフ右側の収入は、先ほども申した通り、水需要の減少の影響と水道料金の改定を見込み 24 億 1,000 万円、円グラフ中央右側で、収益的収入の合計 30 億 8,900 万円の計上を見込んでいる。

円グラフ左側の営業費用では、原水の処理費や水道管の維持管理費などを見込み、円グラフ中央左側で、収益的支出の合計で 30 億 9,800 万円の計上を見込み、損益計算では 900 万円の純損失を見込んでいる。

次に、下段図の資本的収支で、円グラフ右側の企業債 7 億 2,900 万円のほか、円グラフ中央右側の資本的収入合計で 11 億 7,800 万円の計上を見込み、円グラフ左側の建設改良事業などを行うほか、円グラフ中央左側で資本的支出合計 20 億 7,800 万円を見込み、収支不足については減価償却費などの財源を充当し事業を行う見込みとなっている。

資料 3 ページ。下水道事業について説明。

(2)下水道事業、①有収水量と使用料の見込みについては、水道事業と同様、平成 29 年度の有収水量は 1 月末現在で前年度に対し 1%減となっており、平成 30 年度予算では平成 29 年度を下回る見込みである。また、表中の平成 26 年度の有収水量と平成 30 年度予算の比較で 2.9%減の 1,075 万 8 千立方メートルを見込んでいる。

②主な建設改良事業については、主な事業内容として、管渠の

	<p>整備、雨水管・污水管・合流管の新設及び改築などを進めるほか、端野処理区にある端野町下水道管理センターと北見市浄化センターとの施設統合に係る実施設計委託、留辺蘂処理区のマンホールポンプ設備更新工事などを、北見市浄化センターでは、消化タンク・ボイラ棟更新工事を始め記載の事業などを見込むほか、水道事業と同様に庁舎建設に係る下水道事業負担分の計上を見込んでいる。</p> <p>資料 4 ページ。上段の図、収益的収支について説明。</p> <p>円グラフ右側の収入、水需要の減少の影響により下水道使用料で 18 億 5,000 万円を見込み、円グラフ中央右側になるが、収益的収入の合計で一般会計負担金の増加などの要因により、48 億 9,600 万円の計上を見込んでいる。</p> <p>円グラフ左側の営業費用では、下水道管や終末処理施設の維持管理費などを見込み、円グラフ中央左側の収益的支出の合計で 46 億 6,300 万円の計上を見込み、損益計算では 2 億 3,300 万円の純利益を見込んでいる。</p> <p>次に、下段の図、資本的収支では、円グラフ右側の企業債 30 億 2,300 万円のほか、円グラフ中央右側の資本的収入の合計で 45 億 2,400 万円の計上を見込み、円グラフ左側の建設改良事業などを行うほか、円グラフ中央左側の資本的支出の合計で 59 億 8,100 万円を見込み、収支不足については減価償却費などの財源を充当し事業を行う見込みである。</p> <p>委員      2 ページの収益的支出で、純損失 900 万は料金を改定しても損失が出てくるのか。</p> <p>事務局      料金改定を見込んではいらるが、10 月から施行となるため具体的には 11 月分から新料金が適用されること、また、激変緩和措置により 2 段階で引き上げを行うことから、30 年度では効果がまだ出てこない。32 年 10 月から本来の改定料金となるので、できるだけここで純利益を生じるような形にして、そして 2 ページ下段の資本的収入の企業債（借金）の依存度をできるだけ下げて将来の負担を減らす方向で考えている。</p> <p>委員      2 ページの上の右側、受託工事収益 1,800 万円の内容を具体的に教えていただきたい。</p>
--	--

<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>受託工事収益については、給水装置の新設等をする者は、設計審査を受け、かつ、工事竣工後に工事審査を受けなければならないということになっており、この給水装置の新設や改造、撤去工事に係る手数料の収入である。</p> <p>未水洗の地域に対し水洗化を勧めることは行っているか。</p> <p>未水洗の家庭は市内各所にあり、毎年未水洗世帯を訪問し、水洗化の啓蒙を行っている。また、今後は文書を発送することも考えて作業を進めている。</p> <p>啓蒙を努力しているということだが、報告できる範囲での実績は。</p> <p>平成 29 年度、今年の 1 月末現在の実績について、4 自治区の未水洗化世帯の 906 世帯に対し、訪問して実際に水洗化した件数は 15 件である。毎年進んでいる状況であり、今後も啓蒙活動を続けていきたいと考えている。</p> <p>1 ページの水道事業の①の冒頭で、人口減少や節水型機器の普及により有収水量が 1.04%減と報告しているが、その割合は。</p> <p>人口減少と節水型機器の普及の区分分けは困難である。ただ、最新の数値ではないが、平成 23 年度～28 年度で比較すると、人口減少がこの 5 年間で－3.7%、水量の減少が－5.1%となっている。年度によっても数値にばらつきがあり一概には言えないが、この期間においては、人口減少を上回るペースで水量が減少している状況である。</p>
<p>2. 議題</p> <p>(2) 平成 30 年度予算の概要について</p>	
	<p>資料 5 ページ。</p> <p>2.下水道計画区域の縮小については、昨年 3 月 3 日及び 10 月 3 日に開催の当審議会において報告しているが、今回は計画区域の見直しの結果を報告する。</p> <p>(1)経過については、現在、下水道整備が進んでいない郊外の未</p>

普及地域について、早期に汚水処理が実現できる合併処理浄化槽などを導入し、適切な汚水処理を進めるため、下水道計画区域の見直し案について示し、パブリックコメントによる意見募集及び事業計画区域内においては住民説明を行うこととした。

(2)パブリックコメントによる意見募集及び住民説明の結果について、意見募集を昨年11月28日から12月27日までの30日間実施したが、提出なし。また、事業計画区域内の住民に対しては個別説明を行い、意見などを踏まえ最終的な下水道計画区域を定めた。

(3)下水道計画区域の縮小面積について、表1は各自治区の計画区域の面積を示した表であり、表の左側の北見自治区においては、全体計画区域面積の変更前4,610.6ha及び事業計画区域面積の変更前3,819.3haに対し、それぞれの変更後の面積はともに3,646.9haとする。次に、端野自治区においては、全体計画区域面積の変更前376ha及び事業計画区域面積の変更前340haに対し、それぞれの変更後の面積はともに334.9haとし、常呂自治区においては、全体計画区域面積の変更前230haに対し、変更後は事業計画区域面積と同じ153.8haとする。留辺蘂自治区においては、すでに全体計画区域と事業計画区域が同じであるため変更はない。

資料6 ページ。

北見市下水道計画区域変更図(案)について、北見自治区は図の中央部、仁頃地区については中央上部、端野自治区は図の右上、常呂自治区は図の左下、留辺蘂自治区については図の左上に掲載。また、凡例として、現状から変更案の凡例をそれぞれ右下に掲載。現状の全体計画区域は赤色、青色、緑色で着色している区域を示し、現状の事業計画区域は、全体計画区域の青色を除いた、赤色及び緑色で着色している区域を示す。全体計画区域及び事業計画区域の変更案は、青色及び緑色で着色した区域を除き、赤色で着色している区域とする。

資料5 ページ。

下段の(4)今後の予定について、下水道計画区域の面積の変更などに伴い、本年3月中に北見市公共下水道変更新業計画書を北海道へ提出し、都市計画に関する手続きを経て、6月には下水道事業の計画区域面積及び計画人口、1日最大計画汚水量の変更も伴

	うことから、「北見市水道及び下水道事業の設置等に関する条例」の一部改正を行っていきたい。
委員	パブリックコメントによる意見募集では意見がなかったとのことだが、その他に住民の方々に個別説明を行ったということで、どのような意見があったか聞きたい。
事務局	事業計画区域の住民説明では、近年の社会情勢による下水道整備の拡張が難しく、国からは早期に適切な汚水処理を行うように求められていること、また、合併処理浄化槽を整備することによって水洗化が可能であり、市の合併処理浄化槽の設置補助を受けられると個別に説明しておおむね理解を得られているが、住民の中には現段階では下水道接続の可能性を残してほしい等の意見もあり、そういった箇所については次回の事業計画書の延伸に伴う計画変更の時期までに、さらに住民と協議を重ねて下水道整備の有無について確認・検討したいと考えている。
委員	水道料金の値上げが決定したが、水道料金の減免はせず、下水道使用料の減免は今までの規定があるため継続するという解釈でよいか。
事務局	そのとおりである。
委員	6 ページの現行の案だが、青色で示している区域を縮小したいということであるが、人口密度は。
事務局	青色部分 903.5ha の面積に対して、人口約 840 人、戸数は約 350 件となっている。
委員	下水道でも浄化槽でも水洗には変わらないということで、この水色部分を削減すると北見市では下水道の普及率が限りなく 100%に近くなるということで、そういう目的で縮小することか。
事務局	はい。100%とはいかないが、100%を目指して縮小を行っている状況である。

委員	<p>であるならば、ここの 840 人、350 件の住宅がある地域を縮小するという事は、今後何かの要因・起因があればまた下水道設置区域になるという事はありうるか。地域から要請があればまた審議する場もあるということか。</p>
事務局	<p>北見自治区のこの区域は市街化調整区域となっており、基本的には建物の新築や増改築などに都市計画法上の規制がかかる地域になっている。このため、下水道整備の費用対効果が得られないことが想定できるので、環境部局と連携を図り合併処理浄化槽の設置費の補助等を紹介することでご理解いただきたいと考えている。</p>
事務局	<p>補足として、下水道普及率については、北見市は約 95%、全国平均では約 75%ということで、北見市の普及率は非常に高い。今回、下水道区域を縮小することについては、もともと下水道事業が始まった当初は人口が増加する時代であり、それを見込んで施設整備を行っていた。しかし、今後は人口の減少が見込まれるので、区域を縮小することで老朽化による改築時にこの区域を見込まなくてもよくなり、他の下水道施設の改築時にも施設規模をダウンサイジングできるというメリットもあるため、ご理解いただきたい。</p>